

石川労働局発表

令和7年11月20日（木）

報道関係者 各位

〔照会先〕

石川労働局労働基準部

監督課長 坂本 千秋

地方労働基準監察監督官 道下 豊

電話 076（265）4423



石川労働局長が「ベストプラクティス企業」を訪問しトップと意見交換します ～「過重労働解消キャンペーン」月間の取組の一環として～

石川労働局（局長 八木 健一）は、毎年11月の「過重労働解消キャンペーン」月間の取組※として、長時間労働の削減等に積極的に取り組む企業を「ベストプラクティス企業」として取り上げ、労働局長自ら訪問して、経営者や担当者、従業員の方と意見交換を行います。

今年度は、環境開発株式会社（廃棄物処理業）を訪問して、長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進等に向けた効果的な取組事例等の情報収集を行い、広く県内に周知することになっています。

当日は現地取材が可能ですので、各報道機関の皆様には、積極的に取材をお願いいたします。

※ 別添、「令和7年度過重労働解消キャンペーンの概要」をご参照ください。

【訪問の概要】（詳細は別紙）

日 時：令和7年11月26日（水）13時30分～（1時間程度）

訪問先：環境開発株式会社（廃棄物処理業）

場所：金沢市大桑町上猫下4番地7

（主な取組内容）

- ◎ 廃棄物の収集から最終処分、リサイクルまでの一貫した管理システムを導入し、業務の効率化を推進
- ◎ 労働時間制度、賃金制度等の人事制度の見直し及び整備を行い、5日間の連続有給休暇取得推奨等により長時間労働の削減や年次有給休暇の取得率が向上
- ◎ テレワーク体制を整備し充実化を図り、柔軟な働き方とワークライフバランスに寄与

〈報道機関の皆様へ〉

取材を希望される場合は、前日17時までに上記担当者までご連絡ください。

- ① 集合時間 13時15分
- ② 集合場所 事務所前
- ③ 留意事項

- ・お車でお越しの際は、駐車場の所定の位置にご駐車ください。
- ・当日の撮影・録音等に当たっては、当局職員及び訪問企業担当者の指示に従ってください。

石川労働局長によるベストプラクティス企業訪問について

1 訪問日時 令和7年11月26日（水）13:30～（1時間程度）

2 訪問先企業 環境開発株式会社
（所在地：金沢市大桑町上猫下4番地7）



環境開発株式会社

<会社概要>

- 創 立 昭和47年（1972年）
- 資本金 5,000万円
- 代表者 代表取締役 高山 盛司
- 事業内容 産業廃棄物処理業
- 労働者数 139人



3 タイムスケジュール

13:30～13:55 会社から取組の説明・意見交換

○会社概要等

○時間外労働削減等働き方改革の取組状況

- ・取組を始めるに至った経緯等
- ・実際に講じた具体的方策
- ・取組結果

○取組による効果等

13:55～14:05 事務所内巡回（管理システムの説明等）

14:05～14:30 従業員からのヒアリング

意見交換

14:30～14:40 社長及び労働局長の取材対応

14:40頃 終 了

4 注意事項

- （1）環境開発株式会社には、利用可能な駐車場があります。
- （2）事業場内での写真等の撮影の際は、現場での指示に従ってください。
- （3）企業側出席者及び労働局長に対する取材時間を設けています（10分程度）。
- （4）資料準備の都合上、取材を希望される場合は、前日17時までに石川労働局監督課（076-265-4423）へご連絡いただきますようお願いいたします。



「過重労働解消キャンペーン」の概要

石川労働局

1 実施期間

令和7年11月1日（土）から11月30日（日）までの1か月間

2 具体的な取組

(1) 労使の主体的な取組を促します（実施済み）

使用者団体等に対して長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を促す要請を行います。

(2) 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

石川労働局長が長時間労働の削減等に向けて積極的に取り組んでいる企業の経営トップ等と意見交換を行い、長時間労働削減等に向けた取組事例を収集し広く紹介します。

(3) 重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

(4) 過重労働相談受付集中期間を設定します（実施済み）

11月1日（土）から11月7日（金）を過重労働相談受付集中週間（11月2日（日）、3日（月・祝日）を除く）とし、労働局及び労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

(5) 特別労働相談受付日を実施します（実施済み）

11月1日（土）に下記相談窓口にて電話による特別労働相談を実施します。

① 過重労働解消相談ダイヤル

電話番号：0120（フリーダイヤル）^{なくしましょう}（794）^{長い残業}713

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～17：00

※労働基準監督官が相談に対応します。

② 労働条件相談ほっとライン【委託事業】

電話番号：0120（フリーダイヤル）^{なくしましょう}（794）^{長い残業}713

実施日時：令和7年11月1日（土）9：00～21：00

※労働条件相談ほっとラインの相談員が相談に対応します。

(6) 過重労働解消のためのセミナーを開催します

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、10月から1月にかけて、会場（実施済み）又はオンライン（随時）により、「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施します。

また、特別企画として「業務効率化セミナー」をオンラインで実施します。（無料でどなたでも参加できます。）

過重労働解消キャンペーン

検索

